

阿見町放射能対策方針
(第3回改訂版)

平成31年4月10日

阿見町

はじめに

平成23年3月、東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が関東地方にも飛散した結果、阿見町においても平常時より放射線量が高い状況となり、飛散した放射性物質による影響の長期化が懸念されておりました。

このような状況下において、町としては、町民の不安軽減のために、特に子どもの生活環境については優先的に除染を実施するという基本的な考え方にに基づき、「阿見町放射能対策方針」及び「阿見町除染実施計画」を策定し、放射能対策を実施してきたところであります。

この方針及び計画により、小中学校等の子ども関連施設において、放射線の定期測定及び除染事業、一般家庭・事業所においては訪問測定を実施してまいりました。

また、これらの放射能対策は、町ホームページ等において、町民の皆様に速やかに情報提供しております。

このような子ども関連施設における除染作業のほか、放射性物質の自然減衰等により、日常の生活空間における放射線量が低減し大幅な変動もなく推移しており、情報提供等により放射能への理解が進み、町民から町への相談、問合せは殆んど無い状態にまで落ち着いてきております。

さらに、『事故による追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にする』という目標は、測定結果から達成できていると判断できるため、本対策方針を見直し新たな放射能対策への取組を第3回改訂版として策定するここといたしました。

町としては、今後とも町と町民の協働により、放射能対策を進めていきたいと考えておりますので、引き続き町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎改訂の履歴

初版	平成23年 8月 9日
第1回改訂	平成23年11月16日
第2回改訂	平成24年 5月15日
第3回改訂	平成31年 4月10日

1. 放射能対策への基本的な考え方

本対策方針は、特措法の基本的な方針に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させることを目的といたします。

具体的には、「阿見町除染実施計画」により、長期的な目標として自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた追加被ばく線量において、すべての日常の生活空間において年間1ミリシーベルト以下となることを目指します。なお、特に子どもの生活環境については、必要に応じて優先的に除染を実施いたします。

2. 放射線量等の測定について

(1) 空間放射線量

国（文部科学省）では、航空機モニタリングにより地上1m高さの空間放射線量を公表しています。また、平成24年4月から各市町村にモニタリングポストを設置し放射線量の測定を行っています。

本町では、空間放射線量の測定について子ども関連施設を中心に次のとおり定期測定を行い公表しています。また、平成23年11月からは一般家庭、事業所を対象として放射線量の訪問測定を行っています。

① 測定場所

定期測定は、次の42施設の屋内外を基本とします。

阿見小学校、本郷小学校、君原小学校、舟島小学校、阿見第一小学校、阿見第二小学校、阿見中学校、朝日中学校、竹来中学校、（旧）実穀小学校、（旧）吉原小学校、霞南至健中学校・霞ヶ浦高校、霞ヶ浦聾学校、ふたば幼稚園、阿見みどり幼稚園、荒川沖幼稚園、阿見幼稚園、中郷保育所、南平台保育所、二区保育所、学校区保育所、あゆみ保育園、阿見ひかり保育園、さくら保育園、学校区児童館、二区児童館、中央公民館、かすみ公民館、君原公民館、本郷ふれあいセンター、舟島ふれあいセンター、阿見町役場、総合保健福祉会館、老人福祉センターまほろば、霞クリーンセンター、さくらクリーンセンター、総合運動公園（陸上競技場、野球場）、霞ヶ浦平和記念公園、ゆりの木公園、岡崎ふれあい公園、うずらの公園、本郷近隣公園

②測定方法

- ・測定の高さは、保育所（園）・幼稚園・児童館・小学校が屋内外とも0cm及び50cmを基本とします。中学校・高等学校は、屋内外とも0cm及び1mを基本とします。その他の施設は、屋内外とも50cm及び1mを基本とします。
- ・屋外の測定位置は、周囲5m程度までに障害物がない位置とします。

- ・測定回数は、原則、年2回とします。
- ・測定値は、1か所につき5回計測し、平均値を測定値とします。

(2) 飲料水

①上水道

本町の水道水については、県からの送水が約6割を占めており、送水している県では放射性物質のモニタリング検査を定期的実施し公表していますが、すべての検査で放射性物質は不検出となっています。

また、残りの約4割については追原配水場及び福田浄水場の井戸水となっています。井戸水は密閉式で取水しているため、放射性物質の影響を直接受けることはありません。井戸水に関しても放射性物質の検査を実施し公表していますが、すべての検査で放射性物質は不検出となっています。

なお、町では県の水道水質モニタリングで異常がない場合でも3か月に1度、独自に定期検査を実施し公表していきます。

【参考】国の基準値

放射性セシウム	10ベクレル/kg以下
---------	-------------

② 井戸水

本郷小学校（平成25年8月上水道接続予定であった）、君原小学校の井戸水中の放射性物質について測定したところ、放射性ヨウ素及び放射性セシウムはいずれも不検出でありました。

一般家庭の井戸水中の放射性物質については、県がサンプリングを行っていますが、すべての測定で放射性物質は不検出となっています。

また、町でも食品放射能測定システムにより一般家庭の井戸水の測定を行っていましたが、すべての測定で放射性物質は不検出となっています。

一般的に井戸水は、地表に降った雨が時間をかけて浸透しながら自然にろ過されて地下水となったものです。

今般の放射性物質は大気中を飛散し降着したものですので、直接大気と接していない井戸水については、地表から地下水脈に到達するまでに長期間を要し、また、地層の浸透中に放射性物質がろ過されるので心配ないと考えられますが、継続的に安全性を確認するため定期的に放射性物質の測定を行います。

(3) 下水道の汚泥

①公共下水道の汚泥

本町の公共下水道については、県の霞ヶ浦浄化センター（土浦市湖北）におい

て処理されており、汚泥の放射線物質については県が測定を行い公表しています。

②農業集落排水の汚泥

農業集落排水については、現在、小池、君島・大形、福田及び実穀・上長の4地区の脱水汚泥の放射性物質を年6回ずつ測定しており、測定結果は、放射性ヨウ素は不検出であり、また放射性セシウムは検出されるものの国の暫定基準である8,000ベクレル/kgを大きく下回る数値であります。

今後も放射性物質の測定を継続し、その取扱いについては原子力災害対策本部の「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」に基づき処理していきます。

【町の対応】

8,000ベクレル/kg以下

跡地を居住等の用途にしないこととしたうえで埋立処分（ただし、埋立場所を確保するまで、一時施設敷地内において保管）

200ベクレル/kg以下

肥料の原料として利用（民間施設へ搬出）

（4）土壌

文部科学省は、平成23年8月30日に「文部科学省及び茨城県による航空モニタリングの測定結果」に基づき、地上1mの空間線量率の分布状況を示した「線量測定マップ」及び土壌表層に沈着した放射性セシウムの濃度を示した「土壌濃度マップ」を公表しました。

線量マップによると、本町の空間放射線量は町全域において1時間当たり0.2～0.5マイクロシーベルトと示され、これまでの県や町の調査結果と同様の結果であり、県南地域全域がほぼ同じ空間線量であることがわかりました。

一方、土壌濃度マップでは、放射線量がほぼ同程度の県南地域の中であっても、本町、牛久市及び取手市等の一部において、1平方メートル当たり6万～10万ベクレルという数値を示す区域があることがわかりました。

《1平方メートル当たりの数値から1キログラム当たりの数値への換算式》

目安として、1平方メートル当たりの数値を65で除した数値が、1キログラム当たりの数値となります。

この換算式を用いて換算すると、次のようになります。

$$100,000\text{ベクレル/m}^2 \div 65 = 1,538\text{ベクレル/kg}$$

$$60,000\text{ベクレル/m}^2 \div 65 = 923\text{ベクレル/kg}$$

以上のように、航空モニタリングでの本町の放射性セシウム濃度の1平方メートル当

たり6万～10万ベクレルを1キログラムあたりに換算すると923～1,538ベクレルとなり、
水稲の制限基準となる農用地の土壤中放射性セシウム濃度の上限値は5,000
ベクレル/kg であることから、直ちに対策が必要な数値ではないことがわかりまし
た。

◎なお、町では平成23年9月5日から9日にかけて独自に土壌調査を実施しており
ます。

- ・測定場所 小中学校等の公共施設 39か所, 農地 5箇所 合計44か所
- ・測定結果 放射性ヨウ素はすべての測定場所で不検出であり, 放射性セシウム
については次のとおりの結果であります。

1平方メートルあたり平均44,135ベクレル/kg(農地30,745ベクレル/kg)

1キログラムあたり平均679ベクレル/kg(農地473ベクレル/kg)

(5) 農作物・水産物

農林水産物については、国・県による抽出検査の他に、町で独自に食品放射能測
定システムにより町内産主要農産物についての放射性物質検査を定期的を実施し、
農林水産物の安全性確保に努めていきます。

また、町民から申し込みのあった町内産農産物や農地土壌についての測定を行な
っていきます。

【参考】国の基準値（食品中の放射性セシウム）

飲料水	10ベクレル/kg以下
牛乳	50ベクレル/kg以下
一般食品	100ベクレル/kg以下
乳児用食品	50ベクレル/kg以下

(6) ごみの焼却灰

一般廃棄物焼却施設である霞クリーンセンターから排出される焼却灰（※飛灰
及び主灰）については、平成23年7月8日に茨城県が放射性物質を測定した結
果、飛灰において指定廃棄物の基準値である8,000ベクレル/kgを超える
放射性物質が検出されましたが、10月27日以降の測定においては基準値を下
回っています。

基準値を超えた飛灰については、「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、
国により指定廃棄物に指定され、処理は国が行うこととなったため、国と保管委
託契約を結び施設内において保管しています。

主灰については、基準値を超える放射性物質は検出されていないため最終処分

場であるさくらクリーンセンターに埋め立て処分としています。

排ガス（※）については、平成23年8月から放射性物質の検査を実施していますが、すべての測定で不検出となっています。

最終処分場であるさくらクリーンセンターの地下水及び放流水については、平成23年7月から放射性物質の検査を実施していますが、すべての測定で不検出となっています。

今後も引き続き、ごみの焼却灰について、放射性物質の測定を定期的に行い監視してまいります。

※ 飛灰及び主灰

飛灰：ろ過式集じん器などで捕集した排ガスに含まれているダスト（ばいじん）を固形化したもの

主灰：燃やしたごみの燃え殻 訂正

排ガス：ごみを燃やした時に発生するガス

【参考】国の暫定基準

8,000ベクレル/kg超 一時、施設内において保管

8,000ベクレル/kg以下 一般廃棄物最終処分場に埋立て処分

3. 小中学校及び保育所等に関する方針

町では、全ての保育所、幼稚園、小中学校において、空間放射線量の定期測定を実施し、施設ごとに放射線量の傾向把握に努めるとともに、比較的高い放射線量が確認された箇所については、各施設において土砂等の除却や清掃を行うなど、適宜除染を進めてまいりました。

面的な除染作業としては、

平成24年3月までに放射線量の高い箇所に対して重点的に除染作業を実施し、敷地全体の除染を完了いたしました。

その結果、放射線量は、すべての校庭等、さらには敷地全体の平均値においても1時間あたり0.23マイクシーベルト未満となっています。

除去土壌については敷地内埋設とし、埋設場所については町が定期的に測定を行い監視してまいります。

(1) 放射線量の把握と対応

町立小中学校及び保育所等では、除染により施設全体の空間放射線量は十分低減されておりますが、今後も定期定点観測と公表を継続し、児童生徒や保護者の皆様に向けた情報の提供に努めます。

また、施設ごとに風雨の影響などで放射性物質が集積しやすい箇所があり、これらについても町ホームページで放射線量マップを公表しております。

今後も状況把握と公表を継続し、放射線量が高い部分については、施設職員な

どが清掃等を行うことにより、可能な限り放射線量の低減化を図ります。

(2) 日常生活における指導事項

- ① 屋外活動後には、手や顔を洗い、うがいをする。
- ② 土や砂を口に入れないように注意する。
- ③ 靴の泥をできるだけ落とす。
- ④ 土ぼこりが多いときは窓を閉める。

(3) 給食

給食の食材については、国や都道府県が実施した検査等により安全性が確認された農水畜産物を使用するとともに、食材の予定産地を町ホームページ等で事前公表するなど、積極的な情報提供を実施しております。

また、学校給食に使用される食材や給食1食分等を検査対象として、毎日2品目以上を食品放射能測定システムにより町独自の検査を実施し、その結果については町ホームページ等において速やかに公表しております。

なお、測定の結果、放射性物質が検出限界値(※)を超えた食材については、学校給食に使用いたしません。

※ 検出限界値：食材の種類によって若干異なり、機器で測れる限界を言い、町ホームページ上では、次のように表示しております。

例：不検出 (<10.4 不検出 (10.4以下)

(4) プール学習

プール学習は、空間放射線量の定期測定結果を注視しながら実施するものとし、状況悪化が見られた場合は中止いたします。

4. 公共施設について

公共施設についても子どもたちが利用する機会が多いことから、地上1mの高さ(通学路及び公園については地上50cmの高さ)において1時間あたり0.23マイクロシーベルト以上の放射線量が測定された箇所について、合理的な範囲で除染を進めていきます。

主な公園26か所については、砂場の砂の入れ替えを平成23年度までに完了しています。

これまでに行った、落葉の清掃、常緑樹の強剪定、芝生の深刈り等の放射線量の低減化対策により、施設の平均値は1時間あたり0.23マイクロシーベルト未満となりました。ただし、今後も定期的な測定を行い監視を続けていきます。

5. 一般家庭等への支援

町では、一般家庭、事業所、民間子ども関連施設に対して具体的な支援を行うことにより、町民の皆様の不安の軽減を図っていきます。

(1) 訪問測定

一般家庭、事業所を対象に町臨時職員が訪問して放射線の測定を行います。

◎日常の生活空間の測定結果（単位：マイクロシーベルト毎時）

測定期間（平成23年11月～平成24年4月）				
訪問件数	屋外の平均値		屋外の平均値	
	地上1m (庭など)	測定件数	床上1m (居間など)	測定件数
1,078件	0.196	1,052	0.107	1,050

(2) 訪問除染

身体障害等により除染作業が困難な世帯については、町が除染作業を支援します。

(3) 除染用消耗品の配布

一般家庭の除染作業支援のため、希望者に生活環境課窓口にて、土のう袋、軍手、マスク（1世帯3つまで）を配布します。

(4) 食品放射能測定システム

家庭菜園を含めた町内産の農畜産物、庭・畑等の土壌について、安全性の確認並びに町民の皆さまが安心して消費していただけるように放射性物質の測定を行います。

(5) 民間子ども関連施設への支援

民間の子ども関連施設については、施設管理者の協力のもと町は合理的な範囲で除染を支援します。

6. 情報提供について

放射線測定結果等については、町ホームページにおいて順次公表してまいります。また、町広報紙、チラシ等という紙面においても情報の提供をしていきます。

◆ 阿見町ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/>

7. 方針の運用期間について

本方針の運用期間は、国が明確な基準並びに抜本的な放射能対策を設けるまでの間とします。

なお、国及び県において新たな考え方や、東京電力福島第一原子力発電所において新たな状態が生じた場合等の状況の変化には、本方針を見直すなど適切に対応していくものとします。

8. 参考

(1) 主な問い合わせ先（内線確認必須）

項 目	担当課等	電話番号（内線）
放射能全般	町民生活部生活環境課	888-1111（252）
農作物・水産物	産業建設部農業振興課	888-1111（181）
上水道	産業建設部上下水道課	889-5151
健康	保健福祉部健康づくり課	888-2940
公立小中学校	教育委員会学校教育課	888-1111（321）
私立中学高等学校	各学校	
保育所・児童館	保健福祉部子ども家庭課	888-1111（116）
私立幼稚園・保育園	各園	
学校給食	教育委員会給食センター	887-1430
公園・道路	産業建設部道路公園課	888-1111（245）
公民館・旧小学校	教育委員会生涯学習課	888-2526
焼却灰	町民生活部廃棄物対策課	889-0091

(2) 関連ホームページ

茨城県 東日本大震災情報

<http://www.pref.ibaraki.jp/index.html>

文部科学省 東日本大震災関連情報

<http://www.mext.go.jp/>

厚生労働省 東日本大震災関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/>

環境省 東日本大震災への対応

<http://www.env.go.jp/>